## 平成 16 年度第1回

## 広島市公共事業(建設関係局所管)再評価審議対象事業 一覧表

事業種別	事業名	国庫補助事業 単独事業等	事業箇所 事業区間	事業期間 1	再評価事由 2	一定期間が経過した理由
街路事業	吉島観音線外 1 〔吉島観音線・駅 前観音線〕	国庫補助事業	中区西川口町 (天満川左岸) ~ 西区南観音二丁目 (駅前観音線)	H 7 ~ H20 年代前半		一部区間において、用 地買収が難航しているた め。
	西原山本線 (3工区)	国庫補助事業	安佐南区西原四丁目 (国道 54 号) ~ 安佐南区西原四丁目 (祇園新道)	H 7 ~ H19		一部区間において、用 地買収が難航しているた め。
	段原蟹屋線外 1 〔段原蟹屋線・駅 前大州線〕	国庫補助事業	南区段原四丁目 (新町上東雲線) ~ 南区西蟹屋四丁目 (駅前大州線)	H 7 ~ H20 年代前半		一部区間において、用 地買収が難航しているた め。
道路事業	一般県道 勝木安古市線 (勝木工区)	単独事業	安佐北区可部町 勝木行森 ~ 安佐北区可部町 勝木大野	S 60 ~ H 20 年代前半		当該路線の残事業区間 は、JR可部線と近接交 差しており、その存廃に より道路構造の変更が想 定されることから、その 動向を見極めた上で整備 する必要があったため。

## 【再評価事由】

- 1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。
- 2 :事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
  - :事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業
  - :事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業(大規模な国庫補助事業に限る)
  - :再評価実施後、5年間(下水道事業については、10年間)が経過した時点で継続中又は未着工の事業
  - : 市長が特に必要と認める事業